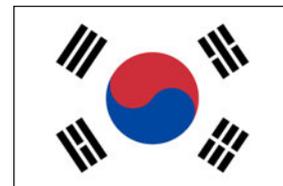




クロネコヤマトの  
海外引越

# 海外引越単身プラン

Rev. 2024.03



韓国

KOREA

## 発送の条件についてご確認ください (1/3)

この商品をご利用いただく際の条件です。スムーズなお届けのためにも、必ずご確認ください。

### 取扱い対応エリア

ソウル・プサン市内に限る

### お荷物を取扱いてきる条件

- ご出国後、6ヶ月以内に輸出通関をすること。
- ご本人が韓国へ入国していること・・・ご本人が入国後の輸入通関手続きとなります。  
(最初に韓国に入国した日から6ヶ月以内は回数関係なく、輸入通関手続きが可能です)
- 韓国籍の方で外国永住権をお持ちでない方は、以下2つの要件を満たす必要があります。  
1) 韓国以外の国で1年以上滞在していたこと 2) 韓国に帰国してから6ヶ月以内に輸入通関をすること

### ご用意いただく書類

#### ①日本側でいただくもの

- パスポートのコピー (顔写真の1~2ページ) ●  ビザのコピー (ご赴任の場合、ご結婚される場合) ●
- 出国を証明する書類のコピー (E-チケット、旅程表など)
- 電化製品等明細リスト (※電化製品・ゴルフセットは、ブランド名・使用年数をご記入ください。)

#### ②現地でいただくもの

- ご赴任の方、ご結婚される方
  - 入国印ページ ● ・外国人登録証または外国人登録事実証明書のコピー ●
  - ご結婚される方は、韓国戸籍謄本または結婚事実証明書のコピー
- 外交旅券をお持ちの方
  - 引越荷物免税輸入通関許可書 原本 (韓国外交通商部が発給) ・入国印ページ ●
- 韓国国籍の方で、外国永住権をお持ちの方 (永住権を放棄する場合)
  - 出入国に関する事実証明書のコピー ● ・旅券無効確認証明書のコピー (韓国外交通商部が発給)
- 韓国国籍の方で、外国永住権をお持ちの方 (永住権を放棄しない場合)
  - 出入国に関する事実証明書のコピー ● ・住民登録証のコピー (在外国民用)
  - 本人名義の賃貸契約書のコピーまたは雇用契約書原本 ※契約期間2年以上のもの

※ ● の印は、帯同赴任もしくはご家族様分の荷物も入っている場合、ご家族様分もご用意ください。

※ その他に、現地代理店より引越荷物申告書と委任状のご記入のお願いをします。

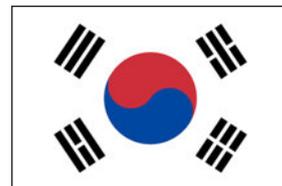
※ 韓国国籍の方で外国永住権をお持ちでない方は、税関立会いが必要な場合があります。



クロネコヤマトの  
海外引越

# 海外引越単身プラン

Rev. 2024.03



韓国

KOREA

## 発送の条件についてご確認ください (2/3)

この商品をご利用いただく際の条件です。スムーズなお届けのためにも、必ずご確認をお願いいたします。

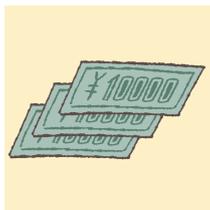
### お荷物としてお受け出来ないもの



調味料



サプリメント



現金



クレジットカード



貴金属



古美術品



思い出の品



花火、火薬



マッチ、ライター



香水、マニキュア



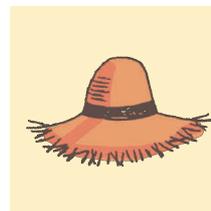
毒物類



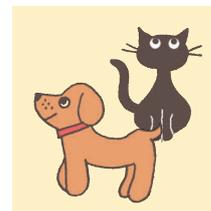
モデルガン、模造刀



種、球根、土



わら製品



生きている動物



ドライフラワー



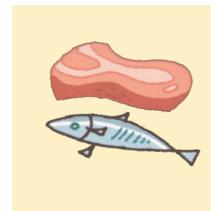
ワシントン条約で  
禁止されているもの



ノートパソコン



電動アシスト自転車など



腐りやすいもの

食品・飲料品	調味料、乾物、サプリメントを含むすべて
文書・書籍	・ポルノ ・政治的文書
偽造・海賊版	・偽造されたもの ・海賊版の物品
貴重品	・現金、有価証券（手形、小切手、商品券）、貴金属、古美術品 ・価格価値の算定が困難なもの（思い出の品物など） ・クレジットカード、パスポート、免許証など



クロネコヤマトの  
海外引越

# 海外引越単身プラン

Rev. 2024.03



韓国

KOREA

## 発送の条件についてご確認ください (3/3)

この商品をご利用いただく際の条件です。スムーズなお届けのためにも、必ずご確認をお願いいたします。

### お荷物としてお受け出来ないもの (つづき)

爆発物・危険物	<ul style="list-style-type: none"><li>・火薬類（花火、火薬）、高圧ガス（ガスボンベ、スプレー缶）</li><li>・可燃性物質（マッチ、ライター、香水、タバコ、葉巻、マニキュア、除光液）</li><li>・毒物類（毒物、劇物と書かれた薬品等）</li><li>・武器（拳銃、刀剣類 ※模造刀も不可、モデルガン、スタンガン）</li></ul>
動植物関連	<ul style="list-style-type: none"><li>・種、球根、土（土が付着したものを含む）</li><li>・わら製品（ゴザなど） ・生きている動植物 ・ドライフラワー</li></ul>
ワシントン条約	ワシントン条約によって取引の禁止されている皮 / 毛皮 / 角 / 骨 / 象牙などの加工品（毛皮、敷物、ハンドバッグ、ベルト、財布、アクセサリ、漢方薬、ギター、ウクレレなど）
医薬品・医薬部外品等	<ul style="list-style-type: none"><li>・麻薬および向精神薬など ・皮下注射器</li></ul>
電化製品	<ul style="list-style-type: none"><li>・パソコン、モニター、ルーター、モデム、パソコン周辺機器全般、3D プリンター</li><li>・量子コンピューター、分光器、光源、ハイパースペクトルカメラ、顕微鏡、ジャイロスコープなど ・部品を含むドローン</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・車両（自動車、バイク、電動アシスト自転車など）</li><li>・船舶（カヌー、カヤック、ゴムボートなど） ・腐りやすい物</li></ul>
全般	<ul style="list-style-type: none"><li>・法令などにより各種証明書や承認書がないと送れないもの</li></ul>

### ※その他にご注意が必要なもの

- ◎ 新品の電化製品、使用中かどうかの判断ができない場合は課税の対象です。韓国税関が、新品と判断した場合は、関税が発生します。また、検査の対象となった場合には、輸入通関に日数がかかるため、ご案内の所要日数より時間がかかることもあります。予めご了承ください。
- ◎ 食品品をお持ちする場合には、パッキングリストに食品の詳細をご記入ください。
- ◎ 医薬品（医師の処方箋の要らない、家庭用常備薬）、コンタクトレンズ用品、化粧品に関しては、特に明確な規定量などはありません。あくまで個人のご使用量に限るものであり、常識に照らしてご判断ください。
- ◎ 現地側の突発的なルール変更により、食品品は検査や廃棄処分になる可能性があります。その際に検査料や廃棄料などが発生した場合は、お客様にご負担いただく場合があります。予めご了承ください。

### お問い合わせ連絡先

ヤマト運輸株式会社 海外生活支援サービス課

TEL 0120-593-125 (フリーダイヤル) E-mail tanshin@y-logi.com

営業時間：9：00～17：00（土日祝日および年末年始を除く）

\* お問い合わせ時は『単身プラン』をご利用の旨お伝えください。